

マイナンバーってなに？

いつから誰がどのような場面で使われる？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や町の条例で定められた行政手続でのみ使用することができます。

<h2>災害対策</h2> <ul style="list-style-type: none"> ●被災者生活再建支援金の支給 ●被災者台帳の作成事務 など 	<h2>税</h2> <ul style="list-style-type: none"> ●税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載 ●税務当局の内部事務 など 	<h2>社会保障</h2> <ul style="list-style-type: none"> ●年金 労働 ●医療 福祉 ●年金の資格取得や確認、給付 ●雇用保険の資格取得や確認、給付 ●ハローワークの事務 ●医療保険の保険料徴収 ●福祉分野の給付、生活保護 など
--	---	---

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーは次のような場面で使います。

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などにおいて社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

このため、町民の皆さまは、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当で・その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書などにマイナンバーの記載を求められることになります。

また、税や社会保障の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされ

ている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します

厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します

証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載します

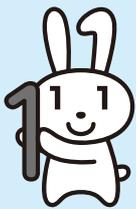
顧客の個人番号を法定調書等に記載して税務署などに提出します

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載します

従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票などに記載して税務署や市区町村に提出します

町民の皆さまは行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要となります

平成27年10月5日 マイナンバー制度スタート



今年10月以降、住民票の住所地にあなたの【マイナンバー】をお知らせします
※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます

やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない方※は居所情報登録申請を
…8月24日～9月25日…に住民票のある住所地の市町村に持参または郵送（必着）してください

※申請が必要な方

- 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

申請書は有田川町ホームページ
<http://www.town.aridagawa.lg.jp/>
でダウンロードいただけます。

申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。